

(健 I 46)
令和3年5月11日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺 弘司
(公印省略)

「『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
(2021年4月28日Ver.6)』の周知について(依頼)」の送付について

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、文部科学省において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂について、本会あて周知方依頼がありました。

つきましては、別添のとおり資料をお送りしますので、貴会でもご了知いただくとともに会員への周知方、よろしくお願いします。

なお、マニュアル本体及びこれまでの関連資料は下記の文部科学省ホームページに掲載されていますことを申し添えます。

記

別添1 学校衛生管理マニュアル (Ver.6) の主な改訂箇所について

別添2 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ (2021.4.28 Ver.6)

文部科学省掲載ページURL

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

以上

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 2 8 日

公益社団法人 日本医師会 御中

文部科学省初等中等教育健康教育・食育課

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
(2021 年 4 月 28 日 Ver. 6)」の周知について（依頼）

このたび、文部科学省において発行している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改訂いたしました。

つきましては、御了知の上、貴会会員方に周知いただけますようお願いいたします。

(参考：文部科学省掲載ページ URL)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

本件連絡先：

文部科学省

初等中等局教育局

健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2070）

学校衛生管理マニュアル（Ver.6）の主な改訂箇所について

1. 感染状況のデータ及び分析結果の更新

児童生徒や教職員等の感染状況について、4月15日までに文部科学省に報告のあったデータや厚生労働省等が公表した情報を基に分析し、結果を更新。

- ・児童生徒の感染状況について、各学校種の感染経路の傾向に大きな変化は見られない
(小・中学校は「家庭内感染」が最多、高校生は「感染経路不明」が比較的高い割合)
- ・教職員の感染状況について、従来と同様に、「感染経路不明」が最多
- ・5人以上の複数感染者の発生率は、従来と同様に、高校で高い
- ・10人以上の感染事例を分析すると、従来と同様に、高校の部活動が関係した事例が多い

2. 変異株に係る知見及び対策の追記

変異株の罹患率や対策について、最新の知見を踏まえて追記。

- ・従来よりも感染しやすい可能性がある変異株（N501Y）は、子供が大人より感染しやすいということではなく、どの年齢であっても感染しやすい可能性がある
- ・従来株と比較すると、変異株の子供への感染力は強い可能性がある
- ・現段階では、15歳未満で明らかな感染拡大の傾向は見られない
- ・変異株への対策については、従来株と同様に、3密の回避、マスク着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を推奨

3. 消毒の合理化

大勢がよく手を触れる箇所の1日1回の清掃・消毒について、教員の負担軽減の観点から、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合は省略できる旨を追記。

4. 感染症対応や出席停止等に当たっての配慮事項の追記

児童生徒等の心のケア、教職員のメンタルヘルス対策、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICT活用等による学習指導などを追記。（※）

5. 地域の感染レベルに応じた活動場面ごとの感染症対策の追記

緊急事態宣言対象区域における部活動をはじめとする教育活動の留意事項（※）を追記。また、まん延防止等重点措置区域については、学校設置者が該当レベルを判断し、レベルに応じた教育活動を行うことを明記。

6. 臨時休業の判断に係る基本的な考え方の追記

感染不安などを理由に学校の臨時休業を求める声上がる中でも、地域一斉の臨時休業については、学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること等を明記。

（※）衛生管理マニュアル Ver.5（令和2年12月3日）以後に発出した関連通知の内容を反映。